

自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例に関する告示の一部改正について

1 改正の趣旨

国土交通省においては、これまでも航空ネットワークの維持・拡充の観点から着陸料の引き下げ措置が講じられているが、航空需要は未だ低迷していることから、着陸料軽減措置を継続することとし、国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示（平成 11 年運輸省告示第 165 号）の一部を改正し、平成 27 年 4 月 1 日に施行する予定です。

この改正を踏まえ、防衛省において、平成 11 年防衛庁告示第 49 号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例）の一部を改正し、平成 27 年 4 月 1 日に施行することについて、飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和 33 年防衛庁訓令第 105 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき決定し、同条第 2 項の規定に基づき告示するものです。

2 改正の概要

以下の着陸料軽減措置を平成 27 年度末まで継続します。

- （１）航空運送事業を行うもののうち、国内航空に従事するもの 着陸料を 1／2 に軽減
- （２）１のうち、最大離陸重量が 50 トン以下のもの 1／2 × 9／10 に軽減
- （３）国際旅客チャーター便 1／2 に軽減

3 告示及び施行予定日

- （１）告示日：平成 27 年 3 月 30 日
- （２）施行日：平成 27 年 4 月 1 日